

郵送が可能な届出書、報告書の一覧表

<p>建築基準法 国様式</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事完了届（法第 87 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 7 条第 1 項） ※用途変更完了届 ・ 定期検査報告書（法第 12 条第 1 項） ・ 定期調査報告書（法第 12 条第 3 項） ・ 安全上の措置等に関する計画届（法第 90 条の 3） <p>☆市町経由が必要な下記の 2 つの届出については、市町経由の後、送付してください。（持参も可）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事届（法第 15 条 1 項） ・ 除却届（法第 15 条 1 項）
<p>建築基準法 県様式</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法施行細則第 3 条（第 4 条）の規定による届出書 ※施工者等変更届出書 ・ 軽微な変更届出書 ・ 鉄骨溶接工事作業計画書 ・ 鉄骨工事報告書 ・ コンクリート工事施工計画書 ・ コンクリート工事報告書 ・ 工程報告書
<p>建築士法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務報告書（規則第 20 条の 3 関係） <p>※県内どこからでも「土木部建築課審査指導班」へ郵送可能です。</p>
<p>建築物省エネ法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画届出書（法第 19 条第 1 項前段） <p>※省エネ適合性判定については証紙の貼付けが必要なことから、現時点では対象としません。</p>
<p>建設リサイクル法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出書（法第 10 条 1 項） ※建築物の解体・新築の届出 <p>※建築部局が窓口となっているものに限りません。</p> <p>※建設リサイクル法による「通知」については、すでに電子申請へ移行しています。</p>
<p>福祉のまちづくり条例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定生活関連施設新築等届出書（条例第 16 条第 1 項） ・ 特定生活関連施設新築等報告書（条例第 18 条第 1 項） <p>☆市町経由の後、送付してください。（持参も可）</p>
<p>景観法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出書（法第 16 条第 1 項）